

## 企業集団の構造-公正取引委員会調査に見る-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学商学研究所 公開日: 2010-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 瑞穂 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/8488">http://hdl.handle.net/10291/8488</a>

# 企業集団の構造

—公正取引委員会調査に見る—

The Structure of Enterprise Groups  
in Japan : As of the End of the 1980s

中 村 瑞 穂  
Mizuho Nakamura

## 目 次

1. はじめに
2. SII における“Keiretsu”
3. “Keiretsu”と企業集団
4. 企業集団に関する公正取引委員会調査
5. 公正取引委員会調査の限界
6. 企業形態論への示唆——結びに代えて——

## 1. はじめに

日本の経済構造の特質を論ずる際に“Keiretsu”の語を用いることが最近、アメリカを中心に欧米諸国でしだいに多くなっており、ジャーナリズムにおいてばかりでなく、政治・外交の場でも、さらには学界においてまで、それが見られるようになってきている。もっとも、“Keiretsu”の意味するところはいまだなお必ずしも一様ではなく、また一方で、すでに以前より知られた“zaibatsu”の語の場合も事情がほぼ同様であるため、両者はある場合には同義に、また場合によっては異なる事象を指して用いられ、さらには何らかの点で対照的な事象を意味するものとして用いられる例すら見られる。

この“Keiretsu”という表現が日本語の「系列」と完全に等しい意味において、日米両国関係者双方の合意の上で用いられた代表的な場は、1989年9月から90年6月にかけて開催された日米構造問題協議（Japan-U. S. Structural Impediments Initiative; SII）であった。その最終報告（Final Report）には、日本側の措置（actions）が必要とされる「問題分野」（problem areas）の一つとして「系列関係」＝“Keiretsu Relationships”が掲げられており、両国間の国際収支不均衡削減（reduction of external imbalances）の観点からそれが有する問題と、その解決に向けて日本政府がとるべき各種の具体的な措置とが示されていた。

ところで、そこに示された具体的な措置のうちに、公正取引委員会が「系列グループ」＝“Keiretsu groups”に関する調査を「概ね2年毎に定期的<sup>(1)</sup>に実施し、その結果を公表する」という1

(1) 通商産業調査会編 『日米構造問題協議最終報告——日米新時代のシナリオ——』 通商産業調査会、1990年、108ページ。

項が含まれていた。そして、そのような要請に応じて公正取引委員会が実施した第1回の調査は、調査対象企業の1989年度決算(1989年7月から90年6月末までの期間に到来した決算期現在)の数値に基づいたもので、その結果は1992年2月に発表され、のちに『日本の六大企業集団——その組織と行動——』<sup>(2)</sup>と題して公刊された。

本稿は、かかる経緯をもって得られた公正取引委員会調査の結果を用いて、1980年代末の時点における日本の企業集団、特にいわゆる「六大企業集団」の構造に関し、主として企業形態論の視点よりする観察を行おうとするものであるが、その際、「系列」ならびに“Keiretsu”の意味するところについても、関連して若干の言及を試みたい。

## 2. SII における“Keiretsu”

1990年6月に発表された日米構造問題協議に関する最終報告に列挙された日本側の「問題分野」の1つは「系列関係」であり、英文のFinal Reportには“Keiretsu Relationships”と表記されている。

報告書の記述はいずれの「問題分野」に関しても、「基本認識」(Basic Recognition)および「対応策」(Measures to be Taken)の二つの部分からなっているが、「系列関係」の場合、「基本認識」の内容は次のようである。「系列関係の存在は、一定の合理性を有するとの側面もあるが、同時に、グループ内取引を嗜好させ、対日直接投資を阻害し、また、反競争的取引慣行を生起させる側面を有するとの見方もある。政府としては、このような懸念に対し、系列関係をより開放的かつ透明なものとするよう努めることとし、その目的に向けて所要の措置を講ずる。系列関係を背景とする事業者間の取引が公正な競争を阻害し、その結果として、日本に輸出、市場開拓、あるいは投資しようとする外国企業に対し排他的効果を与えないよう、競争政策上の対応を図りつつ、独禁法の運用を厳正に行うとともに、外国企業による我が国市場への参入が円滑に行われるよう、各般の施策を実施することとしている。<sup>(3)</sup>」

ところで、以上のような「基本認識」のうちには、そもそも「系列関係」なるものが具体的に何であるかは少しも示されていない。われわれが知りうるのはたかだか、それが複数の「事業者」のあいだの「関係」であり、その「関係」が「事業者」たちをして「グループ」を形成せしめ、その「グループ」内での取引が「事業者」たちにより嗜好される——といったことがらにすぎず、「系列関係」の実体は不明である。とすれば、「系列関係」についての具体的な説明は、これをさしあたり、「基本認識」に続く「対応策」に関する記述のうちに求めるほかはない。

「問題分野」としての「系列関係」に関する「対応策」は5項目からなる。「1. 公正取引委員会における検討等」、「2. 対日直接投資促進」、「3. TOB 制度の見直し」、「4. ディスクロージャーの改善」、「5. 会社法の見直し」——がそれである。

しかし、これらのそれぞれに関する最終報告での具体的な説明のうちに、「系列関係」に関し、

(2) 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団——その組織と行動——』東洋経済新報社、1992年。

(3) 通商産業調査会編、前掲書、104ページ。

さきの「基本認識」における以上に詳細な記述を見いだすことはできない。ただ、「系列関係」に関して「株式持合い」に言及する箇所があるが、その場合にも「株式持合い関係」が「系列関係」の存立にとって必須と見なされているわけではない。

一方、「対応策」のうち、「1.公正取引委員会における検討等」の項目に含まれる具体的施策の一つとして、公正取引委員会が実施すべき調査に関する記述がある。すなわち、「公正取引委員会は、供給者・顧客間取引、グループ企業間融資及び人的結合等にかかる系列グループに関する調査を概ね2年毎に定期的実施し、その結果を公表する。調査に当たっては総合商社の果たす役割に特に重点を置くものとする。公正取引委員会はこれらの調査によって明らかとなった反競争的慣行あるいは排他的慣行に対し、独占禁止法のより厳格な適用等の措置を講ずる。また、個別業種の事業者間取引について、取引関係にある事業者間の株式持合いが及ぼす影響も含めて実態を調査する。」<sup>(4)</sup>(傍点は引用者による)

しかし、ここにいる「系列グループ」については、さきの「系列関係」との異なるいしは関係が明らかでないだけでなく、それ自身についても、「供給者・顧客間取引」、「グループ企業間融資」、「人的結合」等が関連し、かつ「総合商社」が特殊的に重要な役割を演ずること以外はなお明らかでない。

なお、同じく「対応策」の「1.公正取引委員会における検討等」のうちには、「系列グループに属する事業者間の取引慣行」<sup>(5)</sup>(傍点は引用者による)に関連して公正取引委員会が実施すべき措置の根拠として、構造協議最終報告作成・公表の直前に「事業者間取引の継続性と排他性」に関し「流通・取引慣行等と競争政策に関する検討委員会」が行った提言が紹介されているが、そこには、「企業集団における社長の会合については、その活動内容を対外的に明らかにする等透明度を高めることが望ましい。」<sup>(5)</sup>(傍点は引用者による)とある。

だが、ともあれ、公正取引委員会に要請された調査の対象としての「系列グループ」のみに関していえば、それが何を意味するものであったかは今となれば、公表された調査結果そのものによって確と知ることができる。それは調査報告書の公刊版の表題として掲げられた「六大企業集団」にほかならない。

一方、日米構造問題協議最終報告における日本側の「問題分野」としては、「系列関係」と別に、「流通」=“Distribution System”，「排他的取引慣行」=“Exclusionary Business Practices”，「価格メカニズム」=“Pricing Mechanisms”なども挙げられている。しかし、これらの「問題分野」のそれぞれにおける「基本認識」および「対応策」の記述のうちには、「系列関係」および「系列グループ」に関する指摘を見いだすことができない。ただ、別に、「流通」の分野での「対応策」の一つとして提起されている「商慣行の改善」=“Improvement of trade practices”の項目中に、構造問題協議最終報告作成・公表の直前に通商産業省が策定し、関連業界に提示した「商慣行改善指針」がとりあげられている。その「指針」の具体的内容は構造問題協議最終報告

(4) 同上, 108-109ページ。

(5) 同上, 108ページ。

の本文中には盛られていないが、それには「流通系列化」(傍点は引用者による)についての指摘が含まれている。すなわち、まず、「流通系列化は、自動車、家電、化粧品等、アフターサービスや製品の差別化が自社製品の販売拡大にとって重要な意味をもつ一部の業種でメーカーが自社製品の販売ルート<sup>(6)</sup>を確保する目的で系列店を育成、組織してきたものである」——としたうえで、その「現状及び問題点」ならびに「改善の方向」に関する指摘がなされている。しかし、ここでも「系列関係」および「系列グループ」との関係についての指摘がないことは、さきに述べた通りである。

また、「民間企業の調達活動」ないし「購買取引行動」に関する取扱いは「排他的取引慣行」の問題分野でなされているが、そこでの記述のうちには「系列」の語も、また、別にいえば「下請け」の語も、ともに見いだされない。

### 3. “Keiretsu” と企業集団

カリフォルニア大学バークレー校 (University of California at Berkeley) の Michael L. Gerlach 助教授 (assistant professor) は、その著、*Alliance Capitalism: The Social Organization of Japanese Business*. (『事業提携資本主義——日本企業の社会的組織——』) (University of California Press, 1992) において、1980年代後半の日本における“intercorporate alliance” (企業間事業提携) の実態に関し、きわめて広範にわたる分析を精力的に展開している。

Gerlach によれば、「日本の企業は互いに群をなして結束の固い関係会社集団を形成しようとする強い志向があり、集団は各市場の広大な枠をさらに越えた広がりを持つ。すなわち、資本市場では銀行や保険会社と、素材では総合商社と、組立部品市場では下請企業と、そして新技術開発においては競争相手の企業と、それぞれ結びつきを持つのである。かかる図式が最も鮮明であるのは、その群が歴然とした Keiretsu もしくは企業集団として制度化 (institutionalized) されている場合であって、そのようなものとしては戦前の zaibatsu (家族中心の持株会社。三菱・住友など) の末裔に当るものと、大規模製造企業に従属する納入業者および流通業者の複雑な連鎖(トヨタ・グループ、日立グループなど) との二つがある<sup>(7)</sup>。しかし彼によれば、「企業間事業提携はこれらの最も公式化された集団をはるかに越えて展開し、事実上、日本経済の大半を覆っている<sup>(8)</sup>。」そして、この「事業提携構造の存在こそ日本経済の異色の特徴であり、それは継続的な拡大をとげて今日に至っている<sup>(9)</sup>」という。

このように、Gerlach における「事業提携」の概念は「Keiretsu もしくは企業集団」のみにとどまらず、他の各種の企業間関係の形態をも含む、はるかに広範なものなのであるが、彼は同時に、それら「事業提携」の諸形態のあいだでの比重の相違にも特に注意を促し、次のようにい

(6) 同上、229ページ。

(7) Gerlach, Michael L., *Alliance Capitalism: The Social Organization of Japanese Business*, University of California Press, 1992, pp. xiii-xiv.

(8) *ibid.*, p. xiv.

(9), (10) *ibid.*, p. xvii.

う。「事業提携の形態は多様であるが、特別の注意が払われねばならないのは大銀行と産業企業とを連結している多角的集団 (diversified grouping) である。」<sup>(10)</sup>かくして Gerlach は、この「多角的集団」を日本経済の構造分析の焦点にすえるのである。

ところで、Gerlach はその分析の展開に先立ち、企業が形成する集団の形態を表現する日本語の用法に言及している。すなわち、「いささかまぎらわしいことに、集団の異なる種類のあいだの区別に関して、日本語の用法はあいまいである。“enterprise group” の日本語への直訳に当る *Kigyō grūpu* もしくは *Kigyō shūdan* は、多くの場合、大商業銀行を中心とする大規模な市場横断的集団 (intermarket grouping) を指して用いられるが、それが時には、会社が自己の衛星事業子会社群 (family of satellite operations) について論ずる際にも使用されるのである。例えば、トヨタ自動車株式会社は14の主要な会社をトヨタ・グループと定義するが、それらの会社のほとんどは過去のある時点で親会社からスピン・オフしたもの (例えば日本電装やトヨタ車体) である。」<sup>(11)</sup>

一方、用語の選択に関する彼自身の立場は次のようである。「“Keiretsu” という言葉の知名度が高まりつつあることにかんがみ、私としては垂直的集団 (Vertical group) および多角的集団 (diversified group) の両者を、共に “Keiretsu” と呼ぶことにしたい。」<sup>(12)</sup>この場合、「垂直的集団」とは、「川上の納入業者企業と川下の流通業者」(upstream supplier firms and downstream distributors) とを「親企業」(parent firm) が統合することにより形成されている集団に対して当てられた表現である。

しかし、Gerlach が「事業提携」の各種類型のうち、日本経済の特徴的な構造との関わりにおいて、特に「多角的集団」の意義を強調していたことはさきに見た通りである。そこで、彼は用語法に関し、さらに次のように付言する。すなわち、「議論の主たる焦点である多角的集団を垂直的集団から明確に区別するためには、私は必要に応じて『市場横断的』という修飾語を付することとしてきている。」<sup>(14)</sup>と。かくして、彼の分析においては、Keiretsu に関して「垂直的」Keiretsu と「市場横断的」Keiretsu との区別が用いられることとなるのである。

なお、Gerlach はまた、他の若干の表現に関しても自己の見解を述べている。例えば、彼のいうところの「市場横断的」Keiretsu を「水平的」Keiretsu と表現する傾向に対しては、次のようにいう。「このような集団を “horizontal” Keiretsu と呼ぶ者がある。この用語法は *yoko Keiretsu* という日本語からの直訳であるが、英語としては若干の混乱を生ぜしめる。すなわち、英語の場合に “horizontal” は、典型的には、同一産業における競争者のあいだの関係を指すからである。」<sup>(15)</sup>また、同様に「金融」Keiretsu という名称についても、Gerlach は次のようにいう。すなわち、「このような集団はまた、商業銀行の演ずる役割の重要性ゆえに “financial” Keiretsu とも呼ばれる。しかしながら、……この用語は関係範囲 (affiliation) をやや狭く限定

(11), (12) *ibid.*, p. xix.

(13) *ibid.*, p. xviii.

(14), (15), (16) p. xix.

し、商社の演ずる役割や、同系産業企業間での直接的な業務取引を無視する。<sup>(16)</sup>」と。

かくして、Gerlack がその分析の主たる対象とした「市場横断的 Keiretsu」ないし「多角的集団」に関する彼の理解は、要するに次のようである。「このような集団については金融的役割が最もしばしば強調されるのではあるが、その機能は多数の市場を横断する錯綜した関係構造のなかに身を置く加盟会社の商業ならびに産業活動と並存するものなのである。このような図式が相互所有 (cross ownership) によって補強される場合には、それは日本経済の総体にとっての『中核』に対する戦略的支配 (strategic control) を表わす。<sup>(17)</sup>」

#### 4. 企業集団に関する公正取引委員会調査

日米構造問題協議最終報告における「問題分野」の一つである「系列関係」での求めに応じて実施された公正取引委員会調査が実質的に対象としたものは、調査結果の公刊報告書の表題が示す通り、「六大企業集団」であった。

同報告書はいう。「我が国には、企業集団あるいは企業グループと呼ばれるものは種々あるが、戦前の旧財閥に属していた企業を中心に形成された三井、三菱及び住友といった企業集団（以下『旧財閥系企業集団』という。）や銀行が取引先企業を中心に形成した芙蓉、三和及び第一勧銀といった企業集団（以下『銀行系企業集団』という。）は、規模も大きく、我が国経済に占めるウェイトも高いことから特に六大企業集団と呼ばれている。これらの企業集団は、……種々の業種において我が国を代表する企業が社長会を構成し、株式の相互保有、役員<sup>(18)</sup>の派遣等の資本的、人的な関係をもった集団を形成している。」

そして、さきの日米構造問題協議最終報告での要請を再確認したうえ、公正取引委員会はその調査の目的について次のように説明している。すなわち、「このような状況を踏まえて、競争政策の観点から、六大企業集団におけるメンバー企業の結びつきの状況、集団内取引の状況等を調査し、企業集団の実態及び集団内取引の実態等を把握することを目的として、本調査を実施したものである。」<sup>(19)</sup>と。なお、調査の対象企業については、「本調査では、従来どおり、各社長会のメンバー企業を企業集団の基礎的な構成企業とみて、主としてこれらを調査の対象企業とした。」<sup>(20)</sup>と述べている。

以上のように、この公正取引委員会調査に関するかぎり、「企業集団」とは「六大企業集団」と総称される6個の企業群のそれぞれを意味し、それら「企業集団」はいずれも社長会への出席資格を有する企業のみをもって構成されているものと見なされている。なお、「系列」という表現は、同調査の結果報告の記述中には全く用いられていない。

以下、この調査結果報告書にもとづいて、最近における企業集団の実態を理解するうえで特に注目に値すると思われるいくつかの点について、事実の確認を行っておくこととしたい。〔なお、

(17) *ibid.*, p. xviii.

(18), (19) 公正取引委員会事務局編, 前掲書, i ページ。

(20) 同上, 3 ページ。

表1 社長会企業とその業種別分布

(1990年3月31日現在)

業種	企業集団					
	三 菱 三菱金曜会 (29社)	住 友 白 水 会 (20社)	三 井 二 木 会 (24社)	富 士 芙 蓉 会 (29社)	三 和 三 水 会 (44社)	第 一 勧 銀 三 金 会 (47社)
金融・保険業	三菱銀行 三菱信託銀行 明治生命保険 東京海上火災保険	住友銀行 住友信託銀行 住友生命保険 住友海上火災保険	三井銀行 三井信託銀行 三井生命保険 大正海上火災保険	富士銀行 安田信託銀行 安田生命保険 安田火災海上保険	三和銀行 東洋信託銀行 日本生命保険	第一勧業銀行 朝日生命保険 富国生命保険 日産火災海上保険 大成火災海上保険 日本勧業角丸証券
商業	三菱商事	住友商事	三井物産 三越	丸紅	ニチメン 日商岩井 岩谷産業 高島屋	伊藤忠商事 日商岩井 兼松 川鉄商事 西武百貨店
林業		住友林業				
鉱業		住友石炭鉱業	三井鉱山 北海道炭礦汽船			
建設業	三菱建設	住友建設	三井建設 三機工業	大成建設	大林組 東洋建設 銭高組 積水ハウス	清水建設
食料品	麒麟麦酒		日本製粉	日清製粉 サッポロビール ニチレイ	伊藤ハム サントリー	
繊維				日清紡績 東邦レーヨン	ユニチカ	
紙・パルプ	三菱製紙		王子製紙	山陽国策パルプ		本州製紙
化学	三菱化成 三菱瓦斯化学 三菱油化 三菱樹脂 三菱モンサント 化成 三菱レイヨン	住友化学工業 住友ベークライ ト	三井東圧化学 三井石油化学工 業 東レ	昭和電工 呉羽化学工業 日本油脂	帝人 徳山曹達 積水化学工業 宇部興産 日立化成工業 田辺製薬 藤沢薬品工業 関西ペイント	電気化学工業 協和醗酵工業 日本ゼオン 旭電化工業 三共 資生堂 ライオン 旭化成工業
石油・石炭製品	三菱石油			東燃	コスモ石油	昭和シェル石油
ゴム製品					東洋ゴム工業	横浜ゴム
窯業・土石製品	旭硝子 三菱鉱業セメン ト	日本板硝子 住友セメント	小野田セメント	日本セメント	大阪セメント 京セラ	秩父セメント



鉄鋼	三菱製鋼	住友金属工業	日本製鋼所	日本鋼管	神戸製鋼所 日新製鋼 中山製鋼所 日立金属	神戸製鋼所 川崎製鉄 日本重化学工業
非鉄金属	三菱金属 三菱アルミニウム 三菱電線工業	住友金属鉱山 住友軽金属工業 住友電気工業	三井金属工業		日立電線	日本軽金属 古河機械金属 古河電気工業
一般機械器具	三菱化工機	住友重機械工業		久保田鉄工 日本精工	エヌティエヌ	新潟鉄工所 井関農機 荏原製作所
電気機械器具	三菱電機	日本電気	東芝	日立製作所 沖電気工業 横河電機	日立製作所 岩崎通信機 シャープ 日東電工	日立製作所 富士電機 安川電機製作所 富士通 日本コロムビア
輸送用機械器具	三菱重工業 三菱自動車工業		トヨタ自動車 三井造船	日産自動車	日立造船 新明和工業 ダイハツ工業	川崎重工業 石川島播磨重工業 いすゞ自動車
精密機械器具	ニコン			キヤノン	ホーヤ	旭光学工業
不動産業	三菱地所	住友不動産	三井不動産	東京建物		
陸運業				東武鉄道 京浜急行電鉄	阪急電鉄 日本通運	日本通運
水運業	日本郵船		大阪商船三井船 船	昭和海运	ナビックス ライオン	川崎汽船
倉庫・運輸 関連業	三菱倉庫	住友倉庫	三井倉庫			渋沢倉庫
サービス業					オリックス	オリエントコー ポレーション 後楽園スタジアム

(備考) 1. 三井グループの北海道炭礦汽船は休会中であり、トヨタ自動車はオブザーバーである。

2. 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団——その組織と行動——』東洋経済新報社、1992年6月、7ページにより作成。

以下の行論においては、公正取引委員会の調査結果に関するかぎり、「企業集団」という語は同調査と同一の意味で用い、また、「旧財閥系企業集団」および「銀行系企業集団」という表現もそのまま借用するとともに、それらのいずれについても引用を示す括弧は特に付さずに用いる。一方、企業集団の名称のうち、調査結果報告書において「芙蓉」と呼称されているもののみについては、銀行名との一致を避けて「富士」と呼び替え、さらに、統計その他の表における企業集団の配列順について、集団間における比較の便宜上、一部変更を加えることについても、あらかじめ了承を得たい。]

### (1) 企業集団の内包と外延

社長会への出席資格を有する企業のみを構成要素と見ることにより構成される企業集団の概念は、いくつかの点で概念構成の他の方法には見られない分析上の利点を有する。

まず、最も形式的な次元でいえば、それが有する客観的な明快性であり、具体的にいうならば、公正取引委員会調査の対象時点である1990年3月31日現在における六つの企業集団それぞれの構成企業は、表1に示された企業群であって、それ以上でもなければ、それ以下でもない。

つぎに、これらの企業を全ての企業のなかから特に選定している主体は社長会自身であり、したがって定義によれば企業集団そのものにはかならないという点である。もちろん、各社長会がそれをもって企業集団と認識するかどうかは別として、少なくとも関係者を納得させるに十分な何らかの基準にもとづいて、調査時点における全法人企業（金融機関を除き193万7322社）のなかから、それぞれ0.001ないし0.002パーセントに当るそれらの企業を選定してきているわけだからである。

会員企業の選定が厳格な基準をもってなされるかぎり、新規加入が抑制され、会員構成が長期にわたり固定化されることとなるのは自然である。現存の各社長会の発足の時期は表2に見るように、各企業集団の沿革的事情を反映してそれぞれ異なるが、いずれの場合にも発足から調査時点までの間における会員構成の変動は、会員企業同士の合併や会員企業間での共同出資による新会社の設立による場合を除けば、総じて稀である。このような事情は、企業集団の分析に際し、同一の対象に関する長期にわたる継続的な観察を可能にする。

### (2) 社長会の内容と性格

社長会そのものの内容ならびに性格に関わる若干の事実を、調査結果にもとづいて確認しておきたい。

まず、社長会の場合に限らず、あらゆる会合に関して、会議の性格や成果の大きさに重要な関わりを持つものは、一方での会議の規模、すなわち出席者の数と、他方での会議の頻度や時間などの数量的な条件であろう。社長会の場合について、会議の規模は表2に示したが、回数および時間については掲載を省略したので、ここにとりまとめて示すこととする。開催頻度は、第一勧銀が3カ月に一回であることを唯一の例外として、他の5集団はいずれも毎月1回である。また、予定時間は1時間ないし2時間であり、住友が1時間、三菱・三井・第一勧銀が1時間30分、富士・三和が2時間となっている。なお、会員中の幹事ないし世話役は、旧財閥系の場合、三菱が1名の常任(商社)、三井が3名の常任(銀行・商社・不動産)、住友が当番制とさまざまであるが、銀行系3集団ではいずれも銀行が担当するものとされている。

一方、会議の出席者は社長および会長、社長のみ、社長もしくは会長、また代理出席の可否など、企業集団ごとにさまざまであるが、いずれにせよ、それぞれはたんに形式的に外部に対して会社を代表するというにとどまらず、各企業内における職務の階層的序列構造の最上層部分の担当者であり、加えて、社長会企業のような典型的な日本の大企業にあっては、それらの役職が同

表2 社長会その他の会合

(1990年3月31日現在)

企業集団 会合	三 菱	住 友	三 井	富 士	三 和	第一勧銀
名 称	三菱金曜会	白水会	二木会	芙蓉会	三水会	三金会
会社数	29社	20社	24社	29社	44社	47社
設 立 年月日	1955年(推定)	1951年前後	1961年10月	1966年1月	1967年2月	1978年1月
社 目 的	情報交換及び親睦	メンバー相互の懇談	事業上の連絡及び親睦を図るため	情報交換及び親睦のため	親睦及び相互啓発のため	メンバー相互の親睦と発展
長 出 席 者	会員各社の会長及び社長 (代理出席可)	会員各社の社長	会員各社の社長 (社長に支障のあるときは会長または代表権のある役員)	会員各社の社長	会員各社の会長及び社長 (代理出席不可)	会員各社の会長及び社長 (出席者は通常各社1名) (代理出席不可)
会 議 題 又 は 話 題	・社長就任・異動の挨拶 ・三菱商号及び商標等の使用承認の報告 ・外部講師による講演 ・その他情報交換	・一般経済情勢についての情報交換 ・グループ記念事業 ・寄付関係事案	・商号及び商標関係事案の報告 ・寄付関係事案 ・会員による業界の状況等の報告	・経済トピックスについての情報交換	・会員または外部講師による講演	・外部講師による講演
各 階 層 別 の 会 合	副社長・役員会  総務担当・企画担当部長級の会合	[五日会] 20社 (企画担当役員) ・経済情勢等に関する情報交換, 懇親	[月曜会] 72社 (常務取締役以上の役員) ・講演会, 懇親パーティー	[芙二会] 29社 (副頭取・副社長) ・経済情勢等に関する情報交換, 懇親	[クローバ会] 53社 (副頭取・副社長又は専務取締役) ・講演会	[三金連絡会] 47社 (役員又は部長級) ・三金会の運営に関する事前連絡
	[月曜会] 29社 (総務部長) ・金曜会の連絡事項の伝達	[泉会] 20社 (総務部長) ・寄付案件 ・共同施設の運営	[銀葉会] 24社 (総務関係の担当部長) ・二木会関係事務連絡	[芙水会] 29社 (企画担当部長) ・連絡事項の伝達 ・講演会	[三水会部長会] 44社 (企画担当部長) ・講演会	
商号・商標に関する会合	[三菱社名商標委員会] 11社 (会長又は社長) [三菱商標打ち合わせ会] 41社 (商標担当者)	[住友商標委員会] 20社 (総務部長)	[三井商号商標保全会] 52社 (総務部長)			
広報に関する会合	[三菱広報委員会] 41社 (広報宣伝部門の主管者)	[住友グループ広報委員会] 50社 (広報担当役員)	[三井広報委員会] 30社 (広報担当部長及び課長)		[広報部長会] 43社 (広報担当部長)	
その他の会合		[木曜会] 在阪20社 (人事担当者) ・福利厚生に係る情報交換 [住友病院運営委員会] (人事・厚生担当役員) ・病院の運営	[三悠会] 25社 (総務部長) ・総務関係業務	[芙蓉懇談会] 67社 (営業担当部次長・課長) ・新製品, 新規事業の説明	[商流懇談会] 44社 (営業担当部長) ・自社開発製品の紹介	

(備考) 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団——その組織と行動——』東洋経済新報社, 1992年6月, 5ページおよび11ページにより作成。

時に、株主総会の代表機関たる取締役会の代表でもあり、さらにはそれぞれの人格において、終身雇用と年功的昇進秩序とに支えられた同質かつ固定的な人間集団の頂点に位置する個人である——という事実を念頭に置かねばならない。

つぎに、各社長会を支える企業群を表1によって見れば、企業集団ごとに主要業種のほとんどに網羅する(いわゆる「ワンセット主義」)とともに、個々の企業がいずれも各業種を代表する大企業であることが一目瞭然である。公正取引委員会調査での集計によれば表1に含まれる企業のうち金融・保険業を除く163社が全法人企業(金融・保険業を除く)のうちに占める比重は、企業数において0.008パーセントであるのに対し、資本金・総資産・純資産・売上高・経常利益・当期利益については13.54パーセントないし17.24パーセントとなっている。

しかし表1については、社長会の機能との関わりにおいて、つぎのような点にも注意を払わねばなるまい。第1は、企業集団によって、しばしば同一の業種にかなり多数の企業が存在している事実であり、それらの企業は、仮に企業集団の存在を度外視するならば、業態のいかんによっては相互に最も激しい競争関係に立つことを避けえないであろうと考えられることである。第2は、同一の企業が複数の企業集団の社長会に出席資格を有していることで、日立製作所は富士・三和・第一勧銀の銀行系企業集団のすべてに、また、日商岩井・神戸製鋼所・日本運運の3社はいずれも三和・第一勧銀の2集団において、それぞれ社長会に正式参加している。第3は、単一の企業集団において社長会に出席してはいても、資格が「オブザーバー」であるという、トヨタ自動車の三井における事例である。

これらの事情が社長会における会議の規模や開催頻度などの形式的条件とも関わる時、表2での社長会の「目的」における「情報交換」ないし「連絡」と、「親睦」ないし「啓発」とのあいだの区別も実質的内容における相違に関わるものともなりえ、それが「議題又は話題」の性格にも反映されることが考えられる。

ところで、社長会という機関を、特に、それを支える個々の企業ならびに、それらの関連的集合としての企業群との関係において観察するとき、その機能をときどきの会合の直接的・具体的内容のみにもとづいて評価してはならないことは明らかであろう。もっとも、会合を契機として会合の内外で展開されることとなるかもしれない、さまざまな非公式的な機能の性格に関して憶測をめぐらすことが適切でないのはいうまでもない。少なくとも、社長会を支援し、あるいは補完する役割を果たすと考えられる公式の諸機関の存在と、それらの機能については、考慮しておかなければならない。表2の中段以下は公正取引委員会調査の結果のうち、それに該当する部分を示したものである。

これらの資料を、さきの社長会そのものに関する観察の結果に関連させて見るとき、社長会の性格が企業集団ごとに異なっている可能性が相当に大であることと、同時に、社長会がそれを与える企業群に対して有する影響力に関し、表での配列の左から右へおおむね順を追って大から小に向かうこととなっているのではないかということ、推測しうるように思われる。

(21), (22) 同上, 144ページ。

なお、表1に関しては最後に、さきに確認したような複数の社長会に出席資格を有する企業や、「オブザーバー」としてのみ社長会に参加する企業が含まれる一方で、この表に含まれる諸企業に匹敵しうる規模や業界地位を有しながら、この表にはその名を見いだすことのできない企業が存在する事実に対しても、十分な注意を払うべきことを指摘しておきたい。

### (3) 企業集団における株式所有および役員派遣

公正取引委員会調査は企業集団内における企業間の株式所有関係の実態を、株式所有関係率・平均持株率・株式持合率なる3指標を用いて示している。(表3参照)

株式所有関係率は、各企業集団においてその所属企業のそれぞれが集団内企業全体のうちのどれだけの割合に当る企業に対して株式所有を行っているかを集計したもので、いわば集団内企業間での株式所有のネットワークがどれほどの密度をもって張りめぐらされているかを示している。

表3 株式所有および役員派遣

(単位: %)

企業集団	株 式 所 有			役 員 派 遣		
	株 式 所 有 率	平均持株率	株式持合率	派遣企業比率	銀行派遣	商社派遣
三菱	72.20	1.75	35.45	96.55	75.86	37.93
住友	93.63	1.54	27.46	50.00	35.00	15.00
三井	59.55	1.42	19.46	41.66	37.50	4.17
富士	45.41	1.30	16.39	44.83	37.93	0.00
三和	26.99	1.43	16.46	68.18	54.54	2.27
第一勧銀	29.47	1.08	14.60	72.34	63.83	2.12
財閥系	75.29	1.57	27.46	62.74	49.95	19.03
銀行系	33.96	1.27	15.32	61.78	52.10	1.46
全 集 団	54.63	1.42	21.64	62.26	50.78	10.25

(備考) 1. 株式所有関係率

$$= \frac{\text{集団内の各企業が株式を所有する集団内の他企業の数の合計}}{\text{集団内で成立可能な株式所有関係の数}} \times 100$$

2. 平均持株率

$$= \frac{\text{集団内各企業の集団内他企業に対する持株率の合計}}{\text{集団内で成立している株式所有関係の数}} \times 100$$

3. 株式持合率

$$= \frac{\text{集団内各企業の集団内他企業により所有される株式数の合計が発行済株式総数に占める比率の合計}}{\text{集団内企業の数}} \times 100$$

4. 役員派遣企業比率

$$= \frac{\text{集団内企業(銀行・商社)から役員を派遣されている企業数}}{\text{集団内企業の数}} \times 100$$

5. 銀行派遣=銀行の役員派遣企業比率

$$= \frac{\text{集団内銀行(都市・信託)から役員を派遣されている企業数}}{\text{集団内企業の数}} \times 100$$

6. 商社派遣=商社の役員派遣企業比率

$$= \frac{\text{集団内総合商社から役員を派遣されている企業数}}{\text{集団内企業の数}} \times 100$$

7. 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団——その組織と行動——』東洋経済新報社、1992年、12-31、70-77ページにより作成。

平均持株率は、集団内の各企業が集団内の他の1企業において有する持株率を、集団内全企業の自己を除く全企業に対する株式所有に関し、総平均として算出したもので、いわば集団内企業間での株式所有関係の強度に対する各企業の貢献度を表わす。

株式持合率は、集団内企業の発行株式全体に対する企業集団としての所有の割合を示し、各企業集団の構成企業全体に関する株式所有関係を通じての結合の割合を総括的に表している。

なお、調査によれば、1980年代を通じて企業集団全体に見られる傾向としては、株式所有関係率が上昇しているのに対し、平均持株率は大幅な低下を示し、その結果、株式持合率は低下してきている。各企業の集団内他企業に対する持株の増加を上回る割合をもって、発行株式総数の増加が進んだためである。

1989年度末における3指標を掲げた表3に、それらの値の企業集団ごとの差異、殊に財閥関係集団と銀行系集団とのあいだの差異の大きさを見てとることができる。

企業集団内における役員派遣は、いずれの企業集団においても主として銀行によって行われているが、旧財閥系企業集団においては商社がそれに次ぐ派遣を行っている。

表4 金融機関の企業集団内関係

(単位:%)

	平均持株率					役員派遣 企業比率	貸出金依存率					借入金 依存率
	都市 銀行	信託 銀行	生命 保険	損害 保険	全金融 機関		都市 銀行	信託 銀行	生命 保険	損害 保険	全金融 機関	
三菱	4.3	3.1	4.9	3.0	15.3	75.86	2.72	6.31	5.84	2.13	3.63	17.95
住友	4.3	3.2	5.8	1.9	15.2	35.00	1.61	4.07	1.45	1.35	1.98	26.58
三井	3.9	2.8	4.8	2.1	13.6	37.50	3.13	5.36	8.67	8.10	4.19	23.99
富士	4.6	2.6	2.9	1.9	12.0	37.93	1.94	4.99	5.54	1.90	2.58	19.46
三和	4.2	1.9	3.6	—	9.7	54.54	3.22	6.73	2.84	—	3.49	16.99
第一勧銀	4.3	—	2.7	0.7	11.2	63.83	3.61	—	8.66	7.04	4.12	12.10
財閥系	4.2	3.0	5.3	2.4	14.7	49.95	2.39	5.28	4.28	3.36	3.15	21.61
銀行系	4.4	2.3	3.1	1.3	11.0	52.10	2.95	5.73	4.56	3.30	3.12	15.11
全集団	4.3	2.7	4.1	1.9	12.8	50.78	2.69	5.43	4.45	3.24	3.13	17.48

(備考) 1. 平均持株率

$$= \frac{\text{各金融機関による集団内各企業の持株率の合計}}{\text{各金融機関の集団内各企業に対する株式所有関係の数}} \times 100$$

なお、全金融機関の平均持株率は、同一企業集団内の各金融機関の平均持株率の合計である。また、第一勧銀系企業集団については日本勧業角丸証券の分を含むとともに、生命保険会社および損害保険会社が2社あるため、その値を2倍して合計している。

2. 役員派遣企業比率

$$= \frac{\text{集団内銀行(都市・信託)から役員を派遣されている企業数}}{\text{集団内企業の数}} \times 100$$

3. 貸出金依存率

$$= \frac{\text{集団内金融機関の集団内企業に対する貸出金}}{\text{集団内金融機関の貸出総額}} \times 100$$

4. 借入金依存率

$$= \frac{\text{集団内金融機関からの借入金}}{\text{集団内企業の借入金の合計}} \times 100$$

5. 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団——その組織と行動——』東洋経済新報社、1992年、70-87ページにより作成。

#### (4) 金融機関の種類と機能

企業集団内における株式所有関係ならびに役員派遣に対して最も貢献度の高い企業群の所属業種は金融・保険業であり、表1に見るように、旧財閥系3集団および富士銀行系企業集団においては銀行として都市銀行および信託銀行、保険業として生命保険および損害保険の4種類がすべて含まれる。なお、表中の生命保険会社はすべて相互会社形態を採るため、株式所有関係への参加は他企業株式の所有主体としての一方的なものにとどまることはいうまでもない。

各企業集団における株式所有関係への各金融機関の貢献度は表4における平均持株率によって知ることができる。各集団に共通する都市銀行の値の大きさと、旧財閥系集団における生命保険の貢献度の高さとは、特に注目を引く。

表4に見られる貸出金依存率は、各企業集団に所属する金融機関の貸出総額のうち、集団所属企業に対する貸出が占める割合を、また借入金依存率は、集団所属の非金融諸企業の借入金総額に占める集団内金融機関からの借入の割合を指す。企業集団における金融機関と他の諸企業とのあいだの貸付・借入の関係を指してしばしば用いられる「系列融資」なる表現(公正取引委員会の調査結果報告書はこれを用いていないが)を借りるならば、貸出依存率は「系列融資」に対する金融機関側の依存度を、また、借入金依存率は非金融諸企業の側での依存度を、それぞれ意味するものといえよう。なお、これらの数値を1980年代初頭のものと比較すると、貸出金依存率はすべての企業集団で大幅に低下しているのに対し、借入金依存率は企業集団ごとに動きの相違はあるものの全体としては安定を示している。

#### (5) 総合商社と企業集団内取引

総合商社もまた、金融機関と並んで、その業務の性格上、企業集団内において広範な業種に属する諸企業と直接に継続的な関係を展開する可能性の大きな企業種類であって、表5はそのような総合商社と集団内の他企業とのあいだの関係の実態を示す諸指標を収める。株式所有と役員派遣とによる集団内企業との関係の度合は金融機関のそれにつき、企業集団との関わり方において他の業種に属する企業とは明らかに異なることを示す。総合商社と他の集団内企業とのあいだの業務上の最も直接的な関係は、総合商社による他の集団内企業への販売と、他の集団内企業からの購買とからなり、それをめぐる総合商社と他の企業とのあいだの関係の強度は、総合商社の取引総量に占める集団内の他の企業との取引の比重と、他企業の取引総量において集団内総合商社との取引が占める比重との両面をもって評価される。

表5によれば、総合商社にとって集団内他企業との取引が占める比重は、他企業からの仕入に関して大きく、それに対して集団内他企業の側でも、その売上における集団内商社向けの比重の高さをもって応じている。なお、総合商社と集団内他企業とのあいだの取引が当事者のそれぞれにとって有する重要度は、総合商社以外の集団内企業において高いものの、その個別的な度合は企業集団ごとにかなり異なっている。一方、総合商社以外の企業にとっての集団内取引としては、総合商社とのあいだのものに加えて、総合商社以外の集団内他企業とのあいだの取引があり、後

表5 総合商社と企業集団内取引

(単位：%)

企業集団	関係指標 平均持株率	役員派遣 企業比率	総合商社の集団内		集団内企業の対商社		集団内取引比率	
			売上比率	仕入比率	仕入比率	売上比率	仕入	売上
三菱	3.5	37.93	5.76	17.12	9.90	20.34	14.29	24.63
住友	2.3	15.00	4.04	12.37	13.20	33.59	14.37	34.64
三井	1.3	4.17	2.73	5.72	10.12	13.55	14.47	15.66
富士	1.1	0.00	1.38	9.27	2.02	10.18	4.05	11.90
三和	0.5	2.27	1.65	3.88	2.63	4.24	4.57	5.69
第一勧銀	0.5	2.12	1.66	3.21	4.09	5.89	10.34	10.49
財閥系	2.4	19.03	4.07	11.42	10.95	21.86	14.37	24.70
銀行系	0.7	1.46	1.59	4.76	4.09	6.53	6.65	9.28
全集団	1.5	10.25	2.64	7.56	5.67	11.69	9.24	14.47

(備考) 1. 平均持株率

$$= \frac{\text{総合商社による集団内各企業の持株率の合計}}{\text{総合商社の集団内各企業に対する株式所有関係の数}} \times 100$$

2. 役員派遣企業比率

$$= \frac{\text{集団内総合商社から役員を派遣されている企業数}}{\text{集団内企業の数}} \times 100$$

3. 総合商社の集団内売上比率

$$= \frac{\text{総合商社の集団内企業（金融機関を除く）への売上高}}{\text{総合商社の総売上高}} \times 100$$

4. 総合商社の集団内仕入比率

$$= \frac{\text{総合商社の集団内企業（金融機関を除く）からの仕入高}}{\text{総合商社の総仕入高}} \times 100$$

5. 集団内企業の対商社仕入比率

$$= \frac{\text{企業（金融機関を除く）の集団内総合商社からの仕入高}}{\text{集団内企業（商社・金融機関を除く）の総仕入高}} \times 100$$

6. 集団内企業の対商社売上比率

$$= \frac{\text{企業（金融機関を除く）の集団内総合商社への売上高}}{\text{集団内企業（商社・金融機関を除く）の総売上高}} \times 100$$

7. 集団内取引比率

$$= \frac{\text{企業（商社・金融機関を除く）の集団内総合商社および他企業との取引高}}{\text{集団内企業（商社・金融機関を除く）の総取引高}} \times 100$$

8. 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団——その組織と行動——』東洋経済新報社、1992年、90～105ページにより作成。

者の大きさに応じて、両者を合わせての集団内取引の総量はさらに大きなものとなる。表5における集団内取引比率がそれである。

これら集団内取引のすべての要素ならびに側面において、企業集団ごとの数値の差異、とりわけ旧財閥系企業集団と銀行系企業集団とのあいだでの差異の大きさが注目を引く。

## (6) 六大企業集団の地位

公正取引委員会の調査はその調査項目の最後に、いわば一つの総括として「六大企業集団の我が国経済に占める地位」をとりあげている。各企業集団所属企業（金融機関を除く）の1989年度決算における資本金・総資産・売上高・経常利益・純利益などの数値の合計が法人企業全体（金融機関を除く）に占める比率を算出したもので、特に資本金・総資産・売上高の3指標については



表6 全法人企業中に占める六大企業集団の地位(金融・保険業を除く) (単位:%)

項目 企業集団	企業数(社)			資本金		総資産		売上高		経常利益 (社長会 企業)	当期利益 (社長会 企業)
	社長会 企業	子会社	累計	社長会 企業	累計	社長会 企業	累計	社長会 企業	累計		
三菱	25	979	1004	2.93	3.53	2.37	2.92	2.33	2.86	2.32	2.36
住友	16	550	566	1.95	2.37	1.33	1.77	2.23	2.74	1.28	1.41
三井	20	743	763	2.51	3.12	2.29	3.00	2.81	3.41	3.37	3.86
富士	25	848	873	3.40	4.24	2.23	3.17	2.65	3.67	2.38	2.52
三和	41	1563	1604	3.82	4.63	2.82	3.88	3.13	4.21	2.77	2.88
第一勧銀	41	1704	1745	4.26	5.40	3.71	4.99	4.93	6.30	2.97	3.03
財閥系	61	2272	2333	7.38	9.02	5.99	7.69	7.38	9.01	6.97	7.73
銀行系	102	3545	3647	9.86	2.05	7.55	9.99	8.85	11.40	6.67	6.90
全集団	163	5817	5980	17.24	20.93	13.54	17.68	16.23	20.41	13.63	14.53

- (備考) 1. 六大企業集団の社長会企業のうち、金融・保険業を除く数値。  
 2. 企業数以外は、全法人企業(金融・保険業を除く)のそれに占める百分比。  
 3. 子会社とは、社長会企業のそれぞれが50%を超えて出資している会社をいう。  
 4. 公正取引委員会事務局編『日本の六大企業集団——その組織と行動——』東洋経済新報社、1992年、134～139ページにより作成。

各企業が50パーセントを超える出資を行っている子会社の数値を含めた結果をも報告している。

表6はその集約である。

以上のような調査結果にもとづき、公正取引委員会はつぎのようにいう。「六大企業集団の我が国経済に占める地位は依然として大きく、かつそれぞれの業種においていずれも有力な企業がメンバー企業となっていることにかんがみ、競争政策の見地から引き続き企業集団の機能等を検討するうえで、今後とも定期的に実態の把握に努める必要があると思われる。」<sup>(2)</sup>

そして最後に、公正取引委員会は「企業集団及びそのメンバー企業」に対する、つぎのような要請をもってその調査報告書を結んでいる。すなわち、「我が国における取引慣行や企業行動等について不透明感がもたれることのないように、企業集団及びそのメンバー企業においても、例えば社長の状況や取引先選択の原則を明らかにする等透明性を高めていくための一層の努力が期待される。」<sup>(2)</sup>

##### 5. 公正取引委員会調査の限界

1989年度末の時点での関係諸指標を用いて実施された公正取引委員会調査は、企業集団を六つの社長のそれぞれに対して出席資格を有する企業群に限定することにより、そのような意味での企業集団に関するかぎり、多面的で、しかも明快な分析を行った。

しかしながら、その分析方法は固有の限界を免れえず、殊に、現代日本経済の特徴的な構造と

(2) 拙稿「日本における現代の経営」、経営学研究グループ『新版・経営学——企業と経営の理論——』亜紀書房、1976年、第Ⅶ章、262-263ページ。拙稿「日本における会社企業の現状——企業形態論からの確認——」、『明治大学社会科学研究所紀要』第29巻第2号、明治大学社会科学研究所、1991年3月、238-240ページ。

最も深い関わりを持つと考えられる企業間結合の実態を把握しようとする目的に対しては、あくまでも限られた効果を持ちうるにすぎない。以下、最も基本的な事項のみに限っては、その限界を確認しておく。

(1) この調査においては、企業数を唯一の例外として他の数値はすべて比率をもって示されていることが端的に物語るように、絶対額をもって示される企業の規模は一切考慮されることがない。それゆえ、企業集団を構成しているおのおの個別企業の規模も、したがってまた、それらの企業をもって構成される企業集団の規模も、ここでの企業集団においてはすべて捨象されている。

(2) 企業集団の構成単位が終始、個別企業としての社長会企業と見なされており、それらの企業が個別企業としての限界を越えて展開する企業間関係としては、社長会企業群としての企業集団のみが考慮されるにすぎない。したがって、それらの企業のいわゆる子会社・関係会社・協力会社など（以下、たんに子会社等と呼ぶ）とのあいだの結合関係は視野の外に置かれる。ただ、調査報告の最終的な総括に当る「六大企業集団が我が国経済に占める地位」（金融機関を除く）を示す諸指標の一部に関してのみ、「メンバー企業」のみの数値と並んで「子会社を含めた場合」も示されていた（表6参照）が、その際の「子会社」は「50%を超えて出資している会社」のみに限られていたため、社長会企業1社につき平均35社にとどまり、法人企業全体に占める企業集団のシェアも、例えば「六大企業集団」の合計について見た場合、資本金・総資産・売上高の3指標について、「メンバー企業」のみで約14ないし17パーセントであるものが、「子会社」を含めることにより4パーセント前後の追加となるにとどまっている。

(3) 社長会企業とその子会社等との関係を無視ないし軽視する姿勢は、社長会企業相互間におけるその種の関係に対してもまた貫かれる。そのため、限定された意味での同一企業集団内に存在するその種の関係も、また、異なる企業集団に所属する企業とのあいだにおけるその種の関係も、ともに企業集団の「組織と行動」の考察に際しては考慮されることがない。

(4) 六つの社長会のそれぞれに出席資格を有する企業群のみを企業集団と見なすかぎり、企業集団の数と、それらに所属する企業の数とは、同時点に存在する企業の総数に対し限定されたものとなり、他方、個別企業としての規模、業界における地位などの点で社長会企業に十分匹敵する企業でありながら、限定的に定義された企業集団のいずれにも所属することのないものが少なからず存在することとなる。そして、いうまでもなく、これらの企業もまた同様に、自己の子会社等に相当する企業群を保有するのである。それゆえ、限定された意味での企業集団に関する評価は、その外部になお、このような企業が存在する事実をも考量のうえ、行われねばならぬはずである。

(5) さらにいえば、社長会企業および、それに匹敵しうる企業規模や業界地位を有する他の企業の場合には、その子会社等に相当する企業のうちに社長会企業そのものとさして異なるところのない大企業が存在することもけっして稀ではなく、したがって、それら自身がまた自己の子会社

等、つまり社長会企業等から見れば孫会社等に当る企業群を支配下に有することとなる。そして、このような関係の反復がさらに継続する可能性も十分に存在するのである。

## 6. 企業形態論への示唆——結びに代えて

1990年6月に公表された日米構造問題協議最終報告の記述中に見いだされる、「系列」=“Keiretsu”なる語を冠した表現のうち、少なくとも「系列グループ」が事実上、「六大企業集団」を意味するものであったことは、その最終報告での要請に応じて公正取引委員会が実施した調査の結果報告書により、ほぼ疑問の余地を残さぬまでに明らかとなった。しかし、日米構造問題協議最終報告のうちにあつて、その「系列グループ」に関する指摘をも含む「問題分野」に対して名づけられている「系列関係」の意味するところが、「系列グループ」のみに尽きるとは考えがたく、そこになお、いささか検討の余地が残されているように思われる。

そこで注目されるのは、「問題分野」としての「系列関係」に関わる「対応策」の一つとして、すでに見た「公正取引委員会における検討等」と並んで掲げられている「ディスクロージャーの改善」のうちに、「系列問題に係るディスクロージャー」(傍点は引用者による)に関する指摘が見られることである。すなわち、そこには、「系列問題に係るディスクロージャーについては、次のような改善を行うこととする。」として、①関連当事者間取引の開示範囲を、現行の親会社や役員等とのあいだの取引に加え、関連会社・主要株主(持株10%以上)・その他重要な関連当事者との取引へ拡大すること、②証券取引法により義務づけられている連結財務諸表を、現在の有価証券報告書等の添付書類から本体へ組み入れること、③セグメント情報として事業別の売上高および営業損益、国内・国外別の売上高の開示を行うこと、④個別財務報告における取引明細として、現行の売掛金・買掛金等に加え、総収入の10%以上を占める主要顧客別の売上高を開示すること——などが示され、「以上の開示措置により、企業間取引等の透明性が一層高まることが期待される。」と述べられている。

周知のように、いずれもすでに証券取引法の改正により実施に移されている事項である。そして、これらの事項に関わることとなる「系列問題」が「系列グループ」、すなわち「六大企業集団」そのものに限られるわけのものでないことはいうまでもない。

外国語の文中で用いられる“keiretsu”はさておき、日本語としての「系列」が一般に意味するところは広く、企業活動に含まれるさまざまな機能に関して、企業間でとり結ばれる排他的かつ継続的な協力関係を指して用いられる。融資系列・下請系列・流通系列などはもとより、持株系列・役員系列などの表現も、「系列」の語の用法として格別、不都合であるわけではない。

しかし、一方、「系列」の語をそのような意味で用いることとなれば、それと「企業集団」とを同義に、したがって互換的に使用することは避けるのが賢明であろう。そして、「企業集団」の語は、企業に対する所有とそれにもとづく支配ないし影響力の行使との一元性をもって連結された企業群を指して限定的に用いることが好ましいと考えられる。もちろん、その企業群内部における各種の「系列」関係の存在を妨げるものでないどころか、むしろ、「系列」関係の存在こ

(24) 通商産業調査会編、前掲書、114-116ページ。

それが「企業集団」形成の直接的契機である場合の方が通常であろう。

また、このような意味での「企業集団」が、六つの社長会企業群のみに限られるものでないことはいままでもない。それどころか、社長会企業の一つ一つがこのような意味での「企業集団」の頂点もしくは中枢に位置し、したがって、集団としての社長会企業群は、その組成から見れば、「企業集団の集団」にはかならない。社長会企業群としての「企業集団」は、個々の社長会企業が中核をなす「企業集団」を自己の下位システムとして包摂する上位システムであり、個々の社長会企業は両システムをつなぐ「連結ピン」(linking pin)に相当するともいえようか。

このように、「企業集団」に関しては、少なくとも二つの、いわば次元を異にする形態を区別したうえで、両者の関連の態様を観察することが必要であるように思われる。それらのうち、いわば原基的な集団を単位的企業集団と呼び、一方で、それらの連結により構成される高次の集団を複合的企業集団と名づけることもできるのではなからうか。もちろん、単位的企業集団が常にいずれかの複合的企業集団に帰属するというのではなく、複数の複合的企業集団にまたがって存在することも、あるいはまた、すべての複合的企業集団に対し独立して存在することも可能なのである。

〔追記〕

1) 本論文の一部は明治大学社会科学研究所の助成に係る個人研究によっている。そのため、さきに同研究所に提出済みで『明治大学社会科学研究所紀要』第32巻第2号に掲載される予定の研究報告、「企業集団の実態——1980年代末時点での確認——」と重複するところがある。

2) 本論文脱稿後に接することとなった文献のうち、つぎの3点は本論文での取扱い事項に関連して特に印象が深かったので、ここに記す。

植竹晃久「企業集団論の現状と課題」、現代経営学研究会編『現代経営学の基本問題』文真堂、1993年、130-155ページ。

瓜生不二夫・砂田透・中橋靖「『系列』現象の実態——その研究と論議の概観——」、通商産業省産業研究所編『通産研究レビュー』大蔵省印刷局、1993年5月、110-144ページ。

「特集・関連当事者開示で明らかになった有力5大企業グループの“系列取引”——日立・松下・日産・トヨタ・NTTグループ——」、『週刊東洋経済・臨時増刊・企業系列総覧'93』東洋経済新報社、1993年、16-27ページ。

—以上—